

## 部会設置について

### 1 部会設置について

佐久市総合計画審議会条例第7条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

#### (1) 総合戦略

審議の円滑化のため、進行管理は、3部会において審議する。

部 会	総合戦略 基本目標担当分野
第1部会	【基本目標①】 選ばれる暮らしやすさを更に高める、佐久市における「まち」の創生
第2部会	【基本目標②】 佐久市を知って、来て、住みたくなる、佐久市における「ひと」の創生 【基本目標④】 多様な職場、多様な働き方から始める、佐久市における「しごと」の創生
第3部会	【基本目標③】 結婚・出産に先んじて子育てのトップランナーを目指す、佐久市における「ひと」の創生

#### (2) 第二次佐久市総合計画前期基本計画

審議の円滑化のため、進行管理の詳細は、3部会にて審議する。

施策分野、施策目標：49

	部会名	第二次佐久市総合計画前期基本計画 担当箇所 (主な分野)
ア	第1部会 施策20	第1章（教育、文化、生涯学習） 施策分野、目標：9
		第6章（防災、交通安全、防犯） 施策分野、目標：5
		第7章（協働、行財政、防犯） 施策分野、目標：6
イ	第2部会 施策13	第2章（交通、都市基盤整備） 施策分野、目標：6
		第3章（農業、商工業、観光、雇用） 施策分野、目標：7
ウ	第3部会 施策16	第4章（保健、福祉、子育て支援） 施策分野、目標：10
		第5章（自然環境、生活環境、上下水道） 施策分野、目標：6